

(変更等)指定給水装置工事事業者提出書類一覧【法人の場合】

【記入例】

- ① 表中の○印の書類が必要です。
提出書類がそろっているか提出前に必ず確認の上、提出書類と一緒にこの一覧も提出してください。
- ② 「法人」か「個人」を問わず事業者の承継は一切できません。この場合は、廃止届→新規申請の手続きをとってください。
事業者の承継となる例
例1) 「個人」から「個人」への相続
例2) 「個人」から「法人」への組織化（「法人」から「個人」への場合も同様）
例3) 「法人」から「法人」への営業譲渡
- ③ 「有限会社」から「株式会社」への組織変更の場合は、同一法人とみなし、名称変更にかかる変更届を提出してください。
- ④ 変更年月日(変更発生日)から30日を超えて届け出る場合は、別途「遅延理由書」(任意様式)を添付してください。

業者 チェック欄	上下水道局 チェック欄	提出書類	変更があった指定事項					注記
			事業所 の名称 及び所 在地	氏名又 は名称 及び住 所	代表者 の氏名	役員 の 氏名	主任技術 者の氏名 又は交付 を受けた 免状の交 付番号	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	指定給水装置工事事業者 提出書類一覧 (本紙)	○	○	○	○	○	業者チェック欄に☑を入れた状態で提出してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書 (様式第十)	○	○	○	○	○	記入例を参照してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	誓約書 (様式第二)	-	-	○	○	-	記入例を参照してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	定款	※1 ○	○	○	-	-	最終ページに、下記の①～⑥を記載 ①日付、②「原本と相違ない」等の文言、 ③登記に記載の本店の住所、④商号、 ⑤代表者名、⑥押印(実印が望ましい)
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	登記事項証明書	※1 ○	○	○	○	-	(履歴事項全部証明書) 発行日から3ヶ月以内のもの(原本) ※コピー不可
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	給水装置工事主任技術者 の免状の写し	-	-	-	-	○	「給水装置工事主任技術者証の写し」の添付でも可能

※1 事業所に係る記載がある場合のみ提出すること

業者 チェック欄	上下水道局 チェック欄	提出書類	その他の届出等			注記
			主任技術者の 選任と解任	事業の廃止、 休止、再開	証書 再交付	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	指定給水装置工事事業者 提出書類一覧 (本紙)	○	○	○	業者チェック欄に☑を入れた状態で提出してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	給水装置工事主任技術者 選任・解任届出書 (様式第三)	※2 ○	-	-	記入例を参照してください。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	指定給水装置工事事業者 [廃止・休止・再開]届出書 (様式第十一)	-	○	-	記入例を参照してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	豊中市上下水道局指定給 水装置工事事業者証書再 交付申請書	-	-	※3 ○	記入例を参照してください。 証書再交付手数料 2,000円
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	交付済みの指定給水装置 工事事業者証書	-	○	○	添付できない理由： 紛失のため

※2 選任の場合は「給水装置工事主任技術者の免状の写し」の添付が必要
※3 証書再交付手数料(2,000円)は、申請日の当日に納付していただきます。

業者名: 株式会社待兼水道

